

悪質商法に

気を付けて!

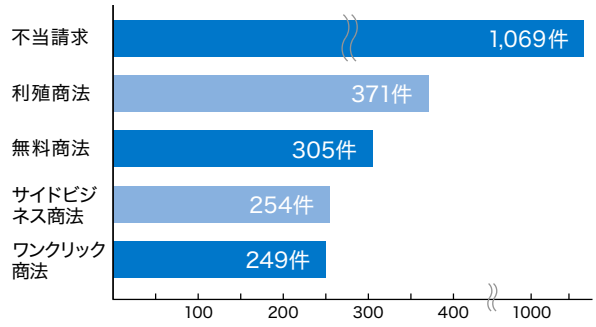


「身に覚えのない請求書が届いた…」 「断り切れずに契約させられてしまった…」 など、市には悪質な事業者との消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。消費者を狙った手口は巧妙かつ悪質で、高額なお金をだまし取られることも。今回の特集では、近年発生件数が多く、特に注意が必要な事例の紹介を通して、その手口や対処法を学んでいきます。この特集に関する問い合わせは消費者センター ☎211-2245

「自分だけはだまされない…」なんて思っていないですか？

市の消費者センターには、年間1万件以上もの消費者トラブルに関する相談が寄せられています。中でも最近では、インターネットを使ったものや健康食品の送り付けなどの悪質商法が増えており、被害に遭う年代も若者から高齢者まで幅広いのが特徴。誰もが被害者になりうる消費者トラブルに巻き込まれないためには、何よりも相手の手口を知ることが大切です。

■ 主な悪質商法別の相談件数(平成23年度)



知現る状を